

諮問日：令和4年4月18日（令和4年度（最情）諮問第3号）

答申日：令和4年10月19日（令和4年度（最情）答申第21号）

件名：出向中の裁判官が依願退官したい場合、改めて裁判官に任命された後に依願退官しなければならないことが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「出向中の裁判官が依願退官したい場合、改めて裁判官に任命された後に依願退官しなければならないことが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年3月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

出向中の裁判官が再び判事補に任命された日の翌日に依願退官した事例として、①特定年月日依願退官の特定の裁判官A（特定の期）、及び②特定年月日依願退官の特定の裁判官B（特定の期）が存在することから、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 裁判官が行政府省等で勤務している間、当該裁判官は裁判官としての身分を有しないが、その間に退職を願い出た場合、改めて裁判官に任命された後に依

願退官しなければならないことを定めた法規等はない。本件開示の申出を受けて、念のため最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

- 2 苦情申出書記載のような事例が存在するとしても、同事例のような取扱いが確立しているものではなく、したがって、同取扱いが記載された司法行政文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年4月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月15日 審議
- ④ 同年8月26日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同年9月9日 審議
- ⑥ 同年10月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、行政府省等で勤務していた裁判官が再び判事補に任命された日の翌日に依願退官した事例を指摘し、本件開示申出文書が存在する旨主張する。しかし、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判官が行政府省等で勤務している間、当該裁判官は裁判官としての身分を有しないが、その間に退職を願い出た場合、改めて裁判官に任命された後に依願退官しなければならないことを定めた法規等はないこと、苦情申出人が主張する事例のような取扱いが確立しているものではないことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、同取扱いが記載された司法行政文書は作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有

していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子